

区画整理を活用したまちづくり有識者会議開催要綱

制定 令和8年7月21日

(目 的)

第1条 大阪市における区画整理の取組みについて、まちづくりに関わる様々な方々に対し事業の進め方や活用方法を示すとともに、実効性ある推進につなげるため、「（仮称）区画整理活用ビジョン（以下「ビジョン」という。）」及び「（仮称）区画整理活用アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定する。これらの策定にあたり、外部の有識者から意見を聴取することを目的として、区画整理を活用したまちづくり有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ビジョンの策定・改定に関する事項
- (2) ビジョンのアクションプランの策定に関する事項
- (3) 前各号のほか、会議の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者のうちから市長が委嘱する。

- 2 メンバーの任期は第6条で定める会議の開催期間までとし、任期期間中に交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、都市整備局長が招集する。

- 2 都市整備局長は、必要があると認めたときは、メンバーのほかに関係者を出席させて意見を聴くことができる。
- 3 都市整備局長は、意見聴取する項目に応じて必要なメンバーに個別に意見を聴くことで会議の開催に代えることができる。
- 4 都市整備局長は、必要があると認めたときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）等により、開催することができる。

(開催期間)

第6条 会議の開催は、令和14年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市整備局市街地整備部区画整理課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に際し必要な事項は都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月21日から施行する。